

森林環境譲与税（森林環境税）の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～

当 麻 町

本町の森林面積は 13,381ha で行政区域面積の約 65%を占めており、そのうち当麻町有林 4,382.99ha、旭川市有林 1,378.26ha、私有林 2,594.75ha からなる一般民有林が合計 8,356ha あり、森林面積の約 62%を占めています。残りの 38%は、北海道有林 4,985ha と国有林 40ha です。

本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 未整備森林の整備促進

森林経営計画が策定されておらず、森林管理が行き届いていない人工林の所有者に対し森林経営管理の意向調査を実施します。

また、その調査結果をもとに不在村所有者の解消、森林施業（所有者）の集約化及び森林経営計画の策定を促します。

なお、森林経営計画の策定に至らなかった森林については、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林環境譲与税を活用して生物多様性の保全や環境に配慮した森林整備に努めます。

2 継続的な森林施業の促進・低コスト施業推進・二酸化炭素吸収能力強化

森林経営計画の策定されている森林に対して、更なる継続的な森林施業の後押しとなるよう、適切な森林整備やその促進につながるクリーンラーチ（コンテナ苗）生産等の取り組みに対し支援します。

3 人材育成・担い手育成・スマート林業推進

地域の関連団体と連携を図りながら、林業就業者の技術向上、就業環境改善、森林作業の安全対策及びスマート林業推進に係る取り組み等に対し支援します。

4 木材利用の推進

地域材の活用について、一般住宅を含む町内全ての建物について木造化・木質化を進めるとともに、広葉樹を含めた当麻町産材の活用推進並びに伐採事業に伴う林地未利用材の効率的な集荷や活用について検討し、木質バイオマス等の有効利用に努めます。

5 普及啓発

森林環境税の意義、土砂災害の防止など森林の果たす役割や持続可能な森林整備の必要性などについて、住民等の理解促進を図るため、広報活動や森を活用した森林環境教育や植樹活動など普及啓発を進めるとともに、そのフィールド整備を実施します。